

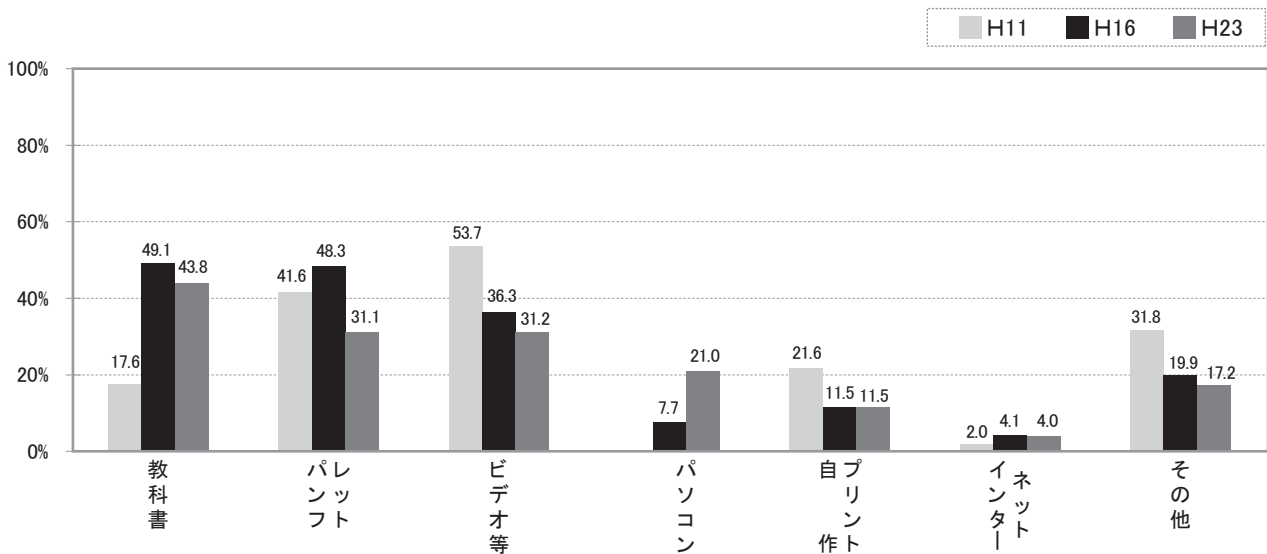
（3）指導中に使用した教材

- 指導の中で使用した教材は、（1）において学校種別に薬物乱用防止に関する指導を行った教科及び学年を通して集計した。

【小学校】

- 小学校では、「薬物乱用防止に関する指導」において「教科書」、「パンフレット」、「ビデオ等」を教材として使用する学校の割合が高かった。平成16年度調査結果と比較すると、「教科書」、「パンフレット」、「ビデオ等」で指導を実施した学校の割合が低下したが、「パソコン」を使用する学校の割合が高くなっていった。
- 第6学年の「体育」での指導で使用された教材の割合は、「教科書」が最も高く84.8%（「体育」で指導を行った学校257校中218校）であり、「パンフレット」、「ビデオ等」も30%を超えていた。
- 第6学年の「学級活動」での指導で使用された教材の割合は、「パンフレット」、「ビデオ等」が最も高く37.7%（「学級活動」で指導を行った69校中26校）であり、次いで「パソコン」が23.2%であった。

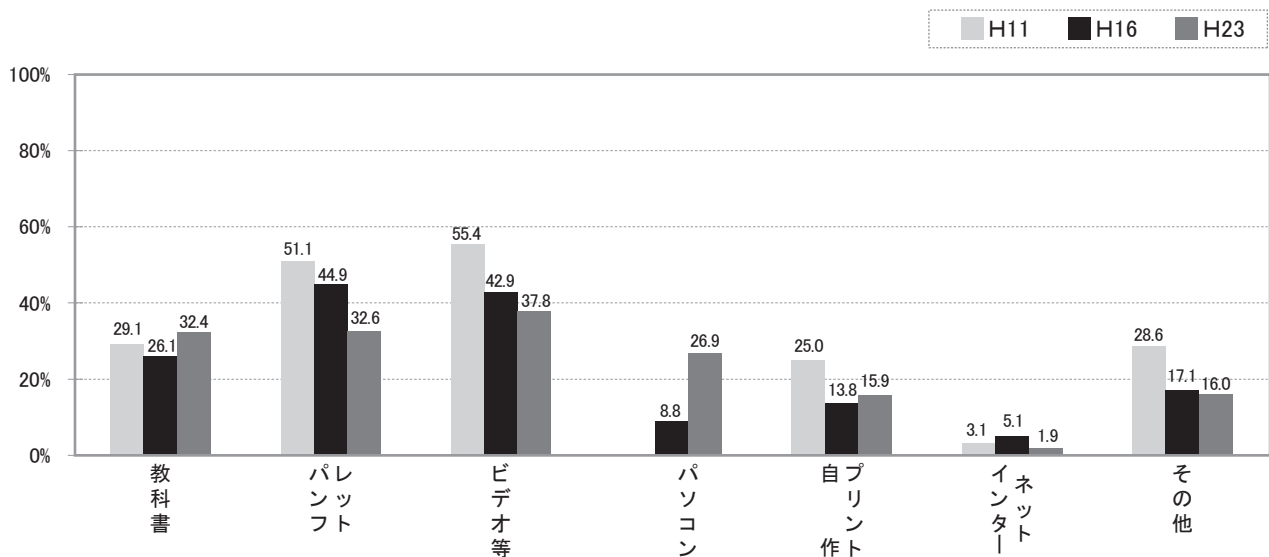
図Ⅲ-1-(3)-1 薬物乱用防止に関する指導において使用した教材



【中学校】

- 中学校では、「薬物乱用防止に関する指導」において「ビデオ等」、「パンフレット」、「教科書」を教材として使用する学校の割合が高かった。平成16年度の調査結果と比較すると、「教科書」、「パンフレット」、「ビデオ等」で指導を実施した学校の割合が低下したが、「パソコン」を使用する学校の割合が高くなっていった。
- 第3学年の「保健体育」での指導で使用された教材の割合は、「教科書」が最も高く93.1%（「保健体育」で指導を行った学校246校中229校）であり、次いで「ビデオ等」が37.4%、「パンフレット」が27.2%であった。
- 「学校行事」で使用された教材の割合は、「パソコン」が最も高く、次いで「ビデオ等」であり、いずれも50%を超えていた。また、「学級活動」での指導で使用された教材の割合は、「パンフレット」、「ビデオ等」、「パソコン」が第3学年では35～40%であった。

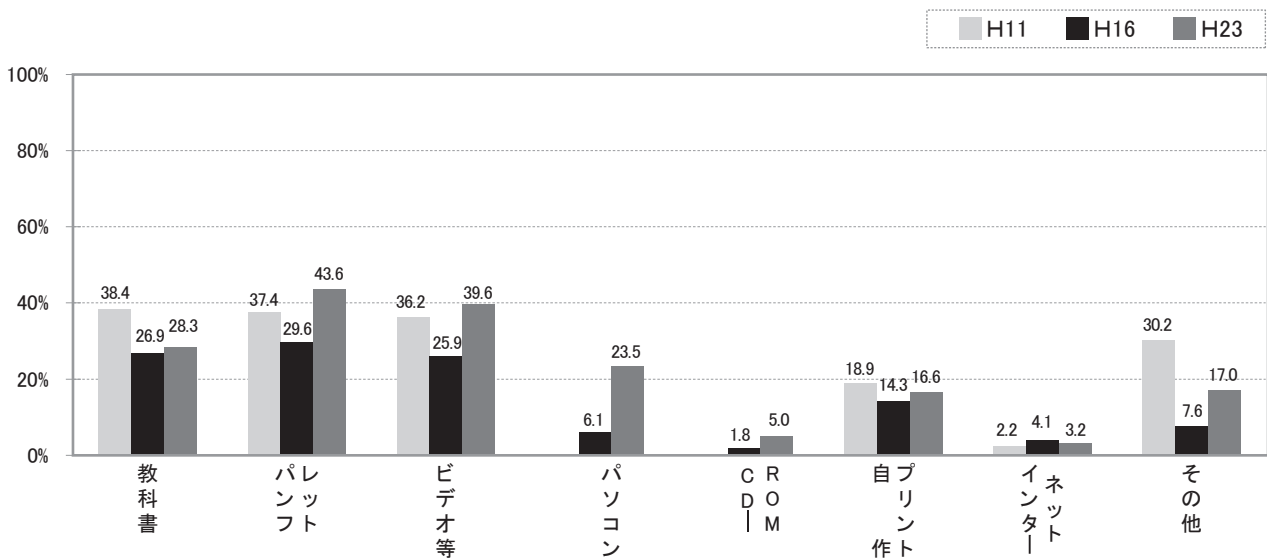
図Ⅲ-1-(3)-2 薬物乱用防止に関する指導において使用した教材



【高等学校】

- 高等学校では、「薬物乱用防止に関する指導」において「パンフレット」、「ビデオ等」、「教科書」を教材として使用する学校の割合が高かった。平成16年度の調査結果と比較すると、「パンフレット」、「ビデオ等」及び「パソコン」を使用する学校の割合が高くなっていった。
- 第1学年の「保健体育」での指導で使用された教材の割合は、「教科書」が最も高く97.4%（全調査対象269校中262校）であり、次いで「ビデオ等」、「パンフレット」、「自作プリント」が概ね35%であった。
- 「学校行事」で使用された教材の割合は、「ビデオ等」が最も高く、50%を超えていた。また、「ホームルーム活動」での指導で使用された教材の割合は、「パンフレット」が最も高く、概ね60%であった。

図Ⅲ -1-(3)-3 薬物乱用防止に関する指導において使用した教材



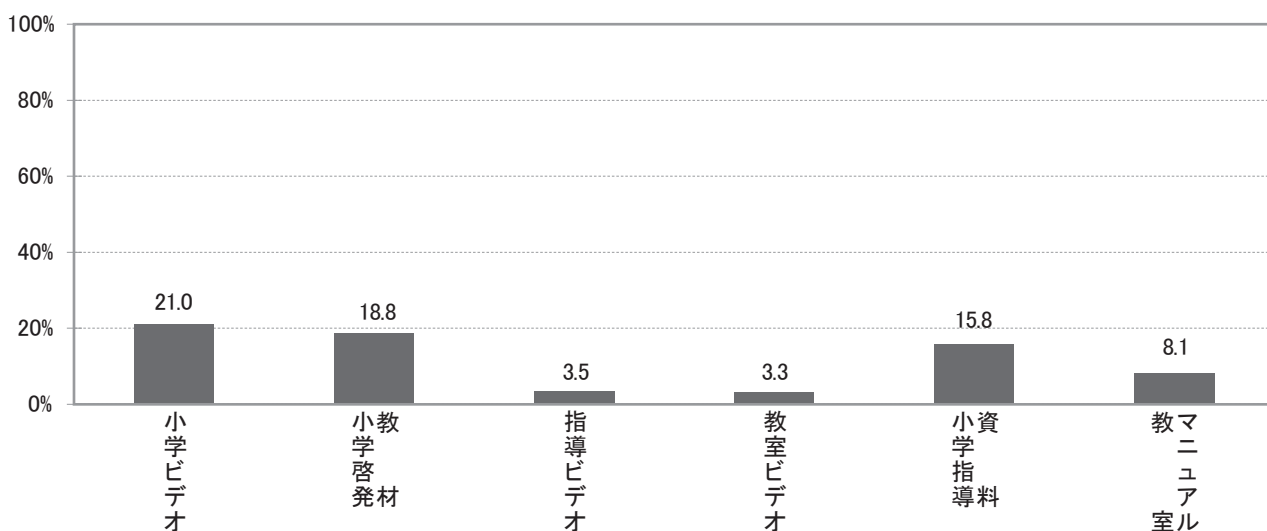
(4) 文部科学省・日本学校保健会が発行した教材の活用状況

- 指導の中で使用した教材は、(1)において学校種別に薬物乱用防止に関する指導を行った教科及び学年を通して集計した。

【小学校】

- 「薬物乱用防止に関する指導」を行った小学校では、文部科学省・日本学校保健会が発行した資料の内、「小学生用ビデオ『ストップ・ザ・薬物』」、「小学生用啓発教材『わたしの健康』」、「喫煙、飲酒、薬物乱用防止指導参考資料(小学校編)」が活用されることが多かった。
- 第6学年の「体育」での指導で活用された割合は、「小学生用ビデオ『ストップ・ザ・薬物』」が最も高く24.9%（「体育」で指導を行った学校257校中64校）であり、「小学生用啓発教材『わたしの健康』」、「喫煙、飲酒、薬物乱用防止指導参考資料(小学校編)」も15%を超えていた。

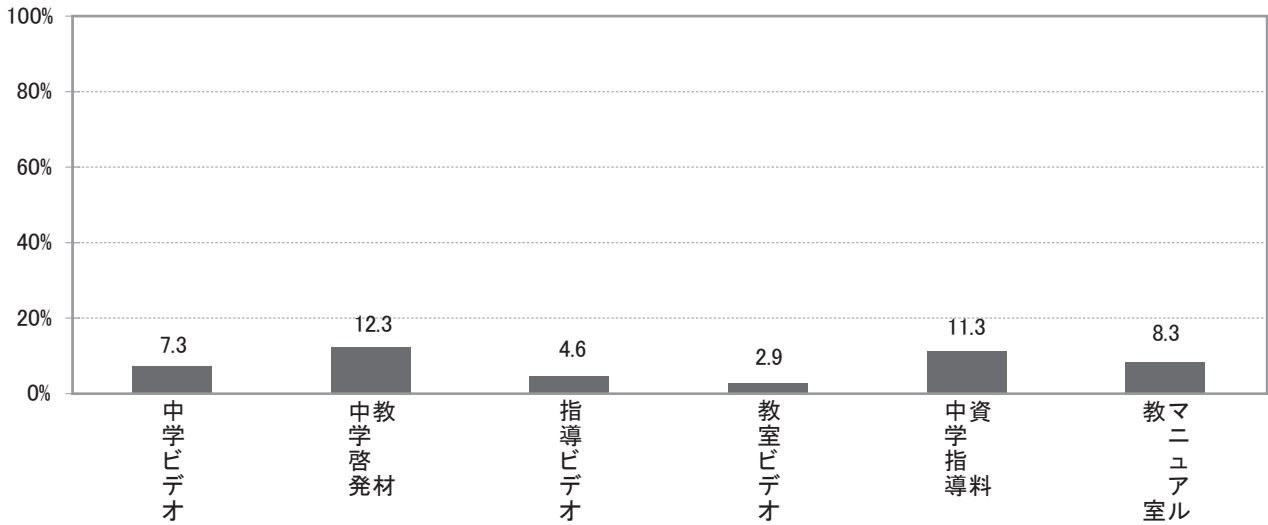
図Ⅲ-1-(4)-1 文部科学省・日本学校保健会が発行した教材の活用状況



【中学校】

- 「薬物乱用防止に関する指導」を行った中学校では、文部科学省・日本学校保健会が発行した資料の内、「喫煙、飲酒、薬物乱用防止指導参考資料(中学校編)」、「中学生用ビデオ『NO! 脳からの警告』」、「中学生用啓発教材『かけがえのない自分 かけがえのない健康』」が活用されることが多かった。
- 第3学年の「保健体育」での指導で活用された割合は、「喫煙、飲酒、薬物乱用防止指導参考資料(中学校編)」が最も高く18.7%（「保健体育」で指導を行った学校246校中46校）であり、「中学生用ビデオ『NO! 脳からの警告』」、「中学生用啓発教材『かけがえのない自分 かけがえのない健康』」も15%を超えていた。

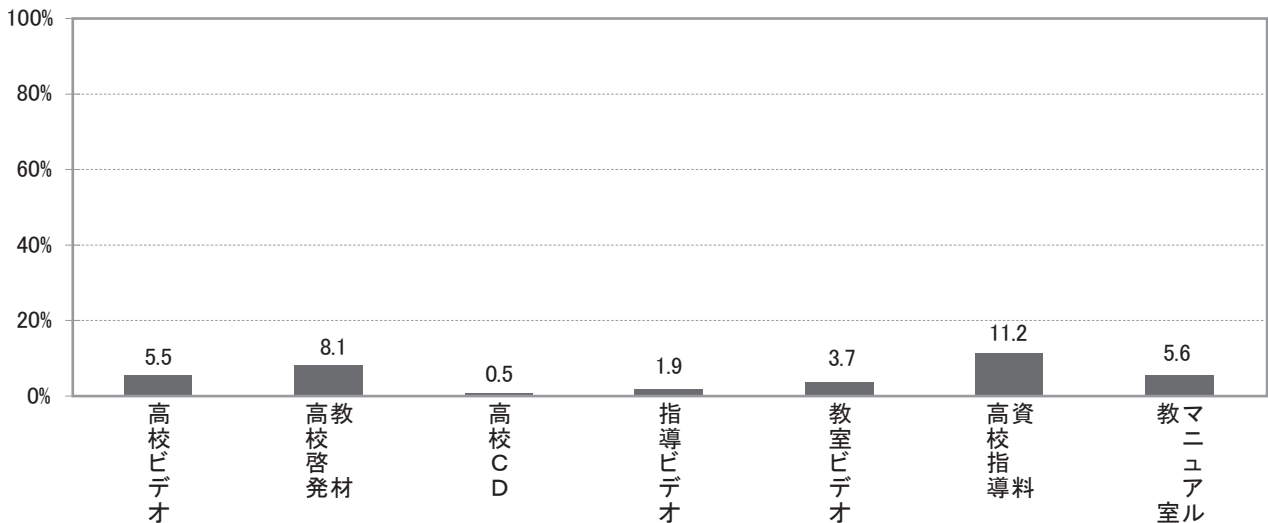
図Ⅲ-1-(4)-2 文部科学省・日本学校保健会が発行した教材の活用状況



【高等学校】

- 「薬物乱用防止に関する指導」を行った高等学校では、文部科学省・日本学校保健会が発行した資料の内、「喫煙、飲酒、薬物乱用防止指導参考資料（高等学校学校編）」、「高校生用啓発教材『健康な生活を送るために』」が活用されることが多かった。
- 第1学年の「保健体育」での指導で活用された割合は、「高校生用啓発教材『健康な生活を送るために』」が最も高く19.0%（「保健体育」で指導を行った学校269校中51校）であり、「喫煙、飲酒、薬物乱用防止指導参考資料（高等学校学校編）」も15%を超えていた。

図Ⅲ-1-(4)-3 文部科学省・日本学校保健会が発行した教材の活用状況



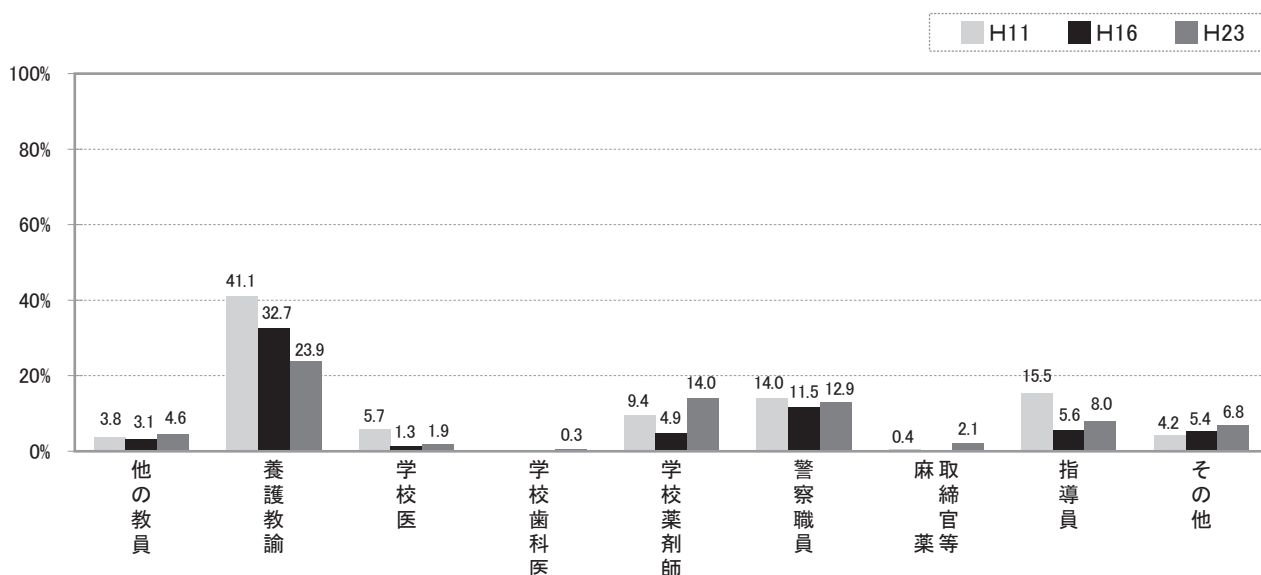
(5) ティーム・ティーチングまたは指導に協力した人

- 指導の協力者となった人については、(1)において学校種別に薬物乱用防止に関する指導を行った教科及び学年を通して集計した。

【小学校】

- 「薬物乱用防止に関する指導」を行った小学校では、「養護教諭」、「学校薬剤師」、「警察職員」が指導の協力者となるが多かった。平成16年度の調査結果と比較すると、「養護教諭」が協力者となる学校の割合が低下したが、「学校薬剤師」が協力者となる学校の割合が高くなっていた。
- 第6学年の「体育」の指導では、「養護教諭」が協力した割合が最も高く27.6%（「体育」で指導を行った学校257校中71校）であり、「学校薬剤師」、「警察職員」も14%を超えていた。

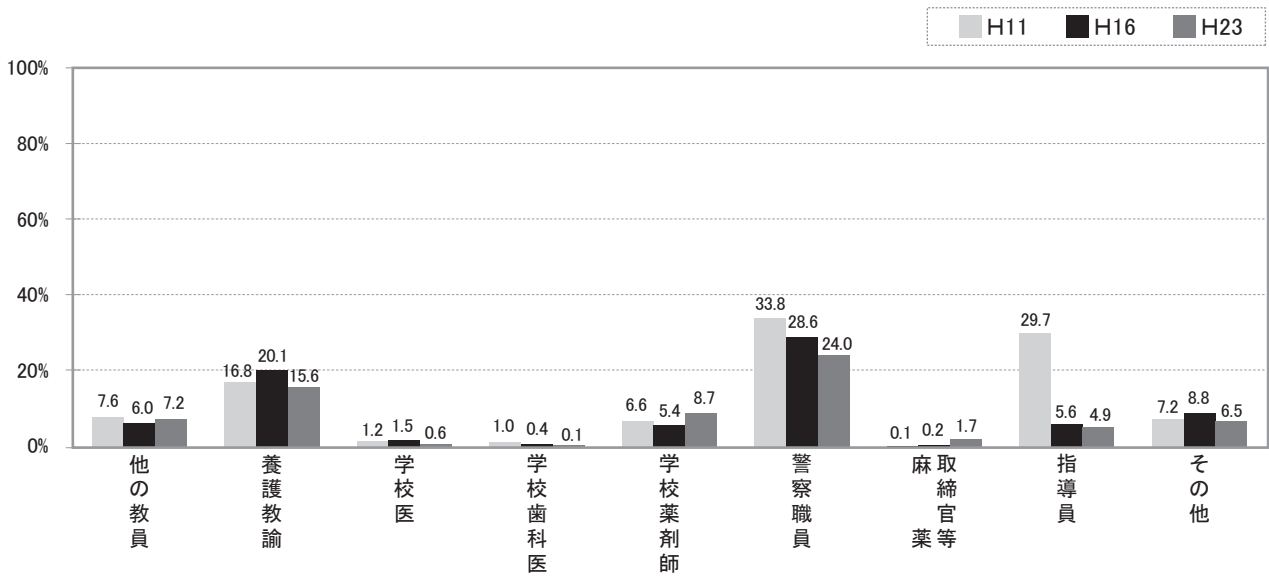
図Ⅲ-1-(5)-1 ティーム・ティーチングまたは指導に協力した人



【中学校】

- 「薬物乱用防止に関する指導」を行った中学校では、「保健体育」の指導では「養護教諭」、「学校行事」及び「総合的な学習の時間」の指導では「警察職員」が指導の協力者となるが多かった。

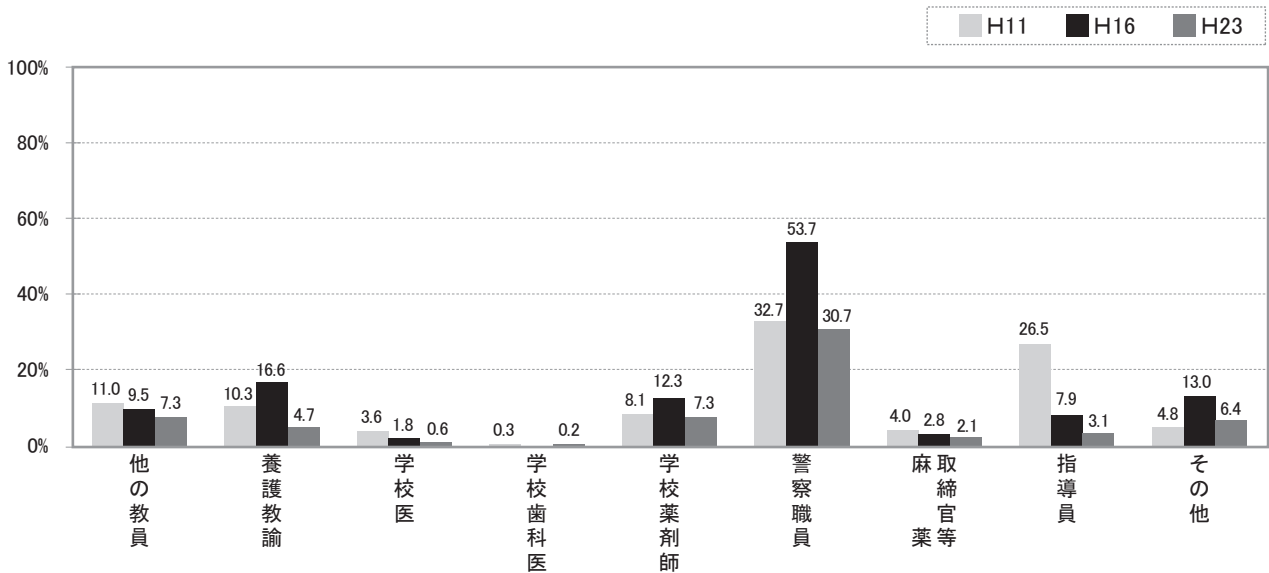
図Ⅲ -1-(5)-2 ティーム・ティーチングまたは指導に協力した人



【高等学校】

- 「薬物乱用防止に関する指導」を行った高等学校では、「学校行事」において指導協力者を活用することが多く、「警察職員」次いで「学校薬剤師」が指導の協力者となることが多かった。

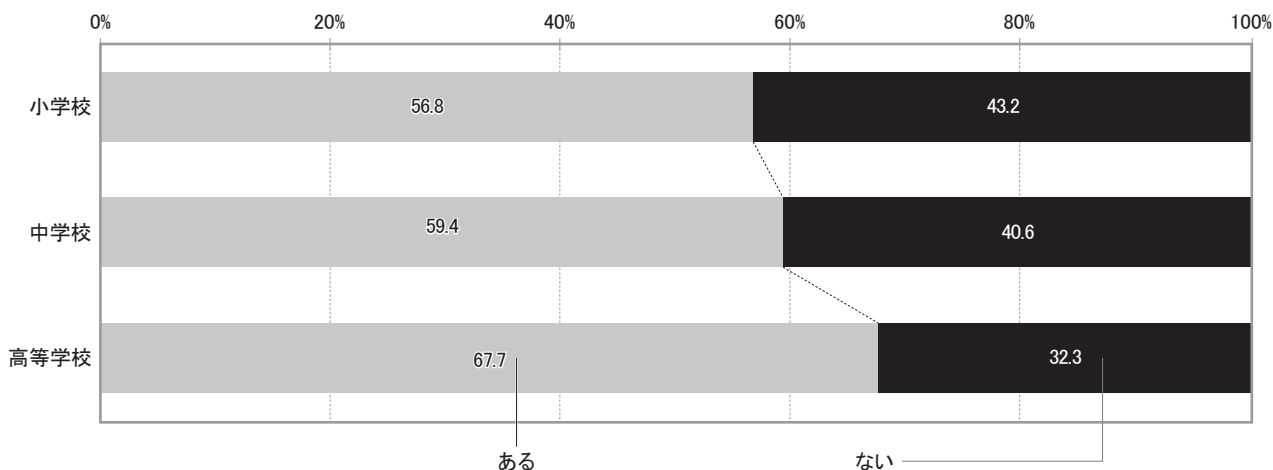
図Ⅲ -1-(5)-3 ティーム・ティーチングまたは指導に協力した人



(6) 平成 24 年度の「薬物乱用防止に関する指導」の年間計画の有無

- 平成 24 年度の「薬物乱用防止に関する指導」について年間計画があると回答した学校は、学校種が上がるにつれて高くなり、高等学校では 67.7%であった。

図Ⅲ-1-(6) 「薬物乱用防止に関する指導」の年間計画の有無



(7) 「薬物乱用防止に関する指導」の年間計画の内容

- 年間計画があると回答した学校では、以下のような計画があった。
- すべての学校種において「専門家を講師として活用する」ことを計画していると回答した児童生徒の割合が他の回答と比較して高く、75%を超えていた。

図Ⅲ-1-(7) 「薬物乱用防止に関する指導」の年間計画の内容

